

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳しくは農業委員会事務局の本局または各支局にお問合せ下さい。

○ 農地法第3条の主な許可条件

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

・ すべて効率利用要件

今回の申請地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。

・ 農地所有適格法人要件

法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。

※ 農地所有適格法人とは・・・農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。

(解除条件付契約書など若干の要件があります。)

・ 農作業常時従事要件

申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。

・ 地域との調和要件

今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。耕作等の事業内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずる恐れがないこと。